

# 根室市に北海道内の市町村から転入される方

## ◇令和5年4月9日執行の 北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙の投票について

### 《投票できる方》

根室市転入前に北海道内の市区町村の選挙人名簿に登録（3カ月以上居住）されていて、引き続き北海道内（根室市）に住所を有する方（北海道外の市区町村から転入された方は、投票できません。）

◇投票の有無については、選挙人名簿に登録されていた前住所地の選挙管理委員会にご確認ください。

◇投票できる場合は、次の①または②の方法で投票することになります。なお、北海道議会議員選挙については、転入前の選挙区の候補者の中から選出することになります。

### ①根室市で不在者投票を行う方法

転入前に選挙人名簿に登録されていた住所地の選挙管理委員会に対し、不在者投票期間中に引き続き道内に住所を有する旨の証明書※を添えて（確認申請による方法も可）投票用紙等の請求を行い、根室市で不在者投票を行います。

○不在者投票期間  
北海道知事選挙 3月24日（金）～4月8日（土）  
北海道議会議員選挙 4月1日（土）～4月8日（土）

○不在者投票場所・時間 根室市役所3階選管事務局 午前8時30分から午後8時まで

※選挙人名簿への登録の有無や投票用紙等の請求方法など、詳しいことは前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

### ②前住所地の投票（または期日前投票）で投票を行う方法

(1) 投票日当日に「引き続き道内に住所を有する旨の証明書」※を持参（確認申請による方法も可）し、前住所地の投票所で投票する。

(2) 期日前投票期間中に「引き続き道内に住所を有する旨の証明書」※を持参（確認申請による方法も可）し、前住所地の投票所で投票する。

※投票所や期日前投票所の場所、投票期間及び時間などについては、前住所地の選挙管理委員会にご確認ください。

### ※ 引き続き道内に住所を有する旨の証明書

「引き続き道内に住所を有する旨の証明書」は市区町村の住民票担当窓口にて無料で発行しており、この証明書の提出（又は確認申請）を行わなければ投票できません。詳しくは、根室市役所市民環境課戸籍住民窓口にてお問い合わせください。